



平成 29 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ゼネラル・オイスター
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 吉田 秀則
(コード番号：3224 東証マザーズ)
問 合 せ 先 常務取締役 CFO 経営戦略本部長 安部 浩司
(TEL. 03-6667-6606)

平成 30 年 3 月期第 1 四半期報告書の提出遅延及び監理銘柄（確認中）への指定

見込みに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月期第 1 四半期報告書について、以下のとおり、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 の第 1 項に定める期間内である 8 月 14 日までに提出できる見込みがありませんので、お知らせいたします。

記

1. 提出が遅延するに至った経緯

当社は、平成 29 年 7 月 28 日に公表した「会計監査人の就任辞退及び一時会計監査人選定中に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 17 回定時株主総会において、應和監査法人を会計監査人として選任しましたが、平成 29 年 7 月 26 日に就任辞退書を受領いたしました。

当社は、会計監査人の監査が実施されることを確保するために、平成 29 年 8 月 14 日に公表した「一時会計監査人の選任に関するお知らせ」のとおり、監査等委員会において、東邦監査法人を一時会計監査人として選任いたしました。

しかし、東邦監査法人による期首残高の監査や四半期レビューをただちに行う予定ではありませんが、平成 30 年 3 月期第 1 四半期報告書の提出期限である本日(平成 29 年 8 月 14 日)までには間に合わないことから、平成 30 年 3 月期第 1 四半期報告書を提出できる見込みがありません。

2. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第 605 条第 1 項第 13 号 a により、金融商品取引法に定める提出期限（平成 29 年 8 月 14 日）までに第 1 四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、当該銘柄を監理銘柄（確認中）に指定することとされており、当社株式は、東京証券取引所より、投資家の皆様の注意を喚起するため、平成 29 年 8 月 14 日付で監理銘柄（確認中）に指定される見込みであります。

また、東京証券取引所の上場廃止基準により、レビュー報告書を添付した平成 30 年 3 月期第 1 四半期報告書を法定期限の経過後 1 か月以内（平成 29 年 9 月 14 日）に提出できなかった場合、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止になります。

3. 今後の見通し

当社は、平成 29 年 9 月 14 日までに平成 30 年 3 月期第 1 四半期報告書を提出すべく、東邦監査法人に全面的に協力し、第 1 四半期決算確定に向けた作業を進めてまいります。

現時点では、平成 30 年 3 月期第 1 四半期報告書の提出時期について未定ですが、具体的な目途がつき次第、速やかに公表いたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上